

会 議 録

会議の名称	第1回行田市空家対策協議会
開催日時	平成28年1月13日(水) 開会：午前9時30分 閉会：午前10時30分
開催場所	行田市産業文化会館2階 2A会議室
出席者(委員) 氏名	工藤正司、阿久津彰男、尾澤照男、川野健人、大庭尚男、山本榮治、遠藤修平、 細井保雄、角田勝行、島田ユミ子、白井裕泰、朽木宏、小林敏信 (名簿順・敬称略)
欠席者(委員) 氏名	無し
事務局・担当課	【開発指導課】 青山課長、山崎主幹、小倉主査、田中主事
会議内容	委嘱状交付 会議の公開、非公開の決定について 空き家に対する取組みについて 空家等対策の推進に関する特別措置法について
会議資料	(資料名・概要等) ① 次第 ② 行田市空家等対策協議会委員名簿 ③ 座次表 ④ 行田市空家等対策協議会 会議傍聴要領 ⑤ 資料1 (空き家に対する取組みについて) ⑥ 資料2 (空家等対策の推進に関する特別措置法の概要)
その他必要 事項	傍聴人2名

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
<p>司 会</p> <p>工 藤 会 長</p> <p>事 務 局</p> <p>工 藤 会 長</p> <p>各 委 員</p> <p>工 藤 会 長</p> <p>司 会</p>	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料確認 <p>2 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工藤会長あいさつ <p>3 委員委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員紹介 ・委員出席状況報告 ・事務局職員紹介 <p>4 会長職務代理者の指名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工藤会長の指名により小林委員が会長職務代理者に選出 <p>5 議事</p> <p>審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の議長につきましては、協議会条例第6条第1項の規定により、会長が務めることとなります。工藤会長、よろしくお願いいたします。 ・それでは、暫時議長として議事の進行を務めさせていただきますので、ご協力をお願いします。 ・議事 第1号、「会議の公開、非公開の決定について」でございます。詳細について、事務局より説明申し上げます。 ・本協議会の会議は、原則として公開により行い、「特定空家等」に関してなど、個人情報に関する部分を取り扱う場合には、非公開とさせていただきます。 ・只今の説明に関して、ご意見がありましたら、挙手をお願い致します。 ・異議なし ・それでは、本協議会は原則公開により行うものとし、個人情報に関する部分を取り扱う場合には非公開とさせていただきます。なお、本日の会議につきましては、個人情報に関する部分がないことから公開とさせていただきます。本日の会議に、傍聴人はいらっしゃいますか。 ・本日の会議につきましては、傍聴人が2名おります。

工藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、ここで傍聴人の入室を許可致します。 ・それでは、次の議事に移ります。議事 第2号、「空き家に対する取組みについて」でございます。詳細について事務局より説明申し上げます。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 配布資料1を用いた担当の説明
工藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ただいま「議事 第2号」についての説明がありました。ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願い致します。
阿久津委員	<ul style="list-style-type: none"> ・空家を解体すると、固定資産税が高騰するのではないのか説明願います。
工藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地と非住宅用地は課税の仕方が違います。住宅が建っている土地は税が低減されます。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が建っている土地に関しては、固定資産税が1/4～1/6程度に低減されております。建物が無くなった場合には、この低減措置が無くなり、通常の税金に戻るという考え方となります。なお、窓口にて解体の相談があった際には、後々税金が上がってしまうことにより、トラブルとならないよう説明させていただくと共に、詳細については税務課と打ち合わせていただけるよう案内しております。
阿久津委員	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税については、市町村によって違いますか。
工藤会長	<ul style="list-style-type: none"> ・評価額は各市町村によって違うが、固定資産税の賦課の仕方は同じです。
阿久津委員	<ul style="list-style-type: none"> ・建物を解体すると、固定資産税があがるとなると、なかなか老朽空家の解体が進行しないと思うので、行政サイドでうまくコントロールしていただきたい。
川野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・居住しているかいないかで固定資産税が変わると記憶しているが、実態調査はしていますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に居住の実態があるかどうか、常時把握するのは困難であると聞いております。建物が存在していれば固定資産税は低減されているとのことです。
川野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・空家の解体は、建築基準法での行政執行ができると思うが、過去に事例はありますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・本市としてはございません。
川野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、建築基準法で行政執行も行っていくことになりませんか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策の推進に関する特別措置法と建築基準法をそれぞれ活用し、安全の確保を図って参りたいと思います。
尾澤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の協議会の取組みは、老朽化した空家についての取組みが中心になると思うが、老朽化していない空家を活用していく事も検討していく場になっていた

<p>工藤会長</p>	<p>だきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆様のお力を借りながら、そういう場にしていきたいと思う。 ・それでは、これにて「議事 第2号」に関する協議を終了とさせていただきます。 ・次に、議事 第3号、「空家等対策の推進に関する特別措置法について」でございます。詳細について事務局より説明申し上げます。
<p>事務局 工藤会長</p>	<p>■ 配布資料2を用いた担当の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただいま「議事 第3号」についての説明がありました。ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願い致します。
<p>阿久津委員 事務局 阿久津委員 工藤会長 白井委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等の要件で、著しく衛生上有害とあるが、どういう意味か。 ・ごみの堆積や、動物等の住み着き等があるような状態を意味しております。 ・ごみ屋敷とも関連があると考えますか。 ・人の居住があれば、空家ではないと考えます。 ・「空家」と「空き家」というように、表現が混在してしまっているので、統一できればと考えます。
<p>事務局 阿久津委員 事務局 工藤会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法律では「空家」と、条例では「空き家」と表現し、区別しております。 ・法律にこだわらず、表現を統一したほうがよいのでは。 ・混乱しないよう、今後調整させていただきます。 ・それでは、これにて「議事 第3号」に関する協議を終了とさせていただきます。以上で、本日の議事はすべて終了しました。 ・傍聴人の皆様におかれましては、事務局の指示に従ってご退席をお願い致します。 ・これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。事務局に進行を返します。
<p>司会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の皆様におかれましては、慎重なご協議をいただき、誠にありがとうございました。本日の議事は、事務局からの制度説明等が主なものでしたが、頂戴したご意見等を踏まえ、今後の空き家対策に取り組んでまいりたいと存じます。 <p>6 閉会</p>